

職員の退職手当に関する条例運用方針の改正の概要について

令和2年3月、職員の退職手当に関する条例の運用方針を定めたところであるが、令和4年9月議会における条例改正（定年引上げ関係）及び令和4年11月議会における条例改正（会計年度任用職員の勤務日数の要件緩和関係）に合わせて、運用方針を改正する。

改正の概要

- 1 令和4年9月議会における条例改正関係（令和5年4月1日適用）
 - （1）11年未満勤続の定年退職者に対し条例第3条第2項を適用しないこととする（第三条関係 二 ホ）
 - （2）附則第十八項（給与の7割措置を退職手当の算定（ピーク時特例）に用いることとする規定）の適用による退職日給料月額に、特定日以後、給料月額が7割に満たない場合に支給される調整額を含むこととする（附則第十八項関係）
 - （3）項ずれ等の改正（第二条の三関係 一 ロ，第四条関係 三，第五条関係 三）

- 2 令和4年11月議会における条例改正関係（令和4年10月1日適用）
 - （1）会計年度任用職員の退職手当受給資格取得に係る勤務日数の要件緩和について条例と文言を合わせる（第二条関係）